

『西尾闘球会』規約

(名称) 本会の名称を西尾闘球会と称する。

(発足) 本会の設立日を2017年10月1日とし、同日から活動を開始するものとする。

(目的) 本会は西尾市ドッジボール協会の協力を得て小学生のチーム卒団後の競技ドッジボール活動場所を提供する目的で設立するものであり、将来的に小学生チームの指導者を育成する目的も兼ねる。
本会はチームを発足させシニア部門の競技ドッジボールを行うものとし、年間を通じて練習を行い、技術向上に努めるとともに仲間意識の成熟を図り、出場する大会において常に上位入賞を狙う。最終的にシニアカテゴリにおいて全国制覇することをチームの目的とする。

(本拠地) 通常練習場所として西尾市内体育館の使用を基本とし、適宜周辺施設での練習も可能とする。

(役員) 本会役員として以下の者を配置する。

〈代表者〉石川真二 〈事務局〉村田勝彦
〈庶務〉三浦啓代 鈴木美保子 塩谷禎之 澤村俊輔 加藤育美 樋江井良充

(コーチ) 本会は選手兼任コーチ制とし、シニア競技に精通しており代表が適任と判断した選手をコーチとして配置し練習時、大会時のチーム責任者とする。選手の自主性に重点を置くため大人をコーチとせず現役選手がコーチを兼任するものとし役員はコーチの人材育成を重んじるものとする。
〈ヘッドコーチ〉石川緋梨 〈コーチ〉稲塚小絵 鈴木星冴

(審判) 協力者による審判部を設立する。本会代表の指名により審判部長を選任し、部長は大会帯同審判の依頼、本会練習への参加、選手移動の助力を依頼することとする。
〈審判部長〉塩谷禎之

(辞任) 役員及びコーチの選任は本会代表者がこれをなし、辞任は本会代表者に報告、了承をもってこれをなす。代表者の辞任・変更は代表者の発議によりこれをなすものとする。

(活動部門)

※一般ファイター部門(男女混合) 中学生以上の男子及び女子で編成する。

チーム名称: JanDaraRin 監督者: 小倉利幸 監督代理: 鈴木香保里 補佐: 村田勝彦

※一般女子部門(女子単独) 中学生以上の女子単独で編成する。

女子部門総監督: 石川真二

チーム名称: HOLICK 監督者: 石川緋梨 監督代理: 澤村俊輔 補佐: 石川真二

チーム名称: OTENBA 監督者: 瀧本晃雄 監督代理: 加藤育美 補佐: 石川真二

チーム名称: おてんば娘 監督者: 澤村俊輔 監督代理: 村田勝彦 補佐: 石川真二

(入会資格) 当該年度において中学生以上であり、自身が所属した小学生チームの指導者又は西尾市ドッジボール協会役員から推薦を受けた者又は当会代表者が認めた者に限り入会することができる。

現在他のシニアチームに在籍している選手は本会に入会できない。傷病・戦術等に於いて他チームとの軋轢を生じさせないためチームの二重在籍は認めない。同時に本会所属となった会員も前述の理由のとおり他チームとの二重在籍は認めない。但し大会時他チームへの助っ人参戦はこれに該当しないものとする。

本会に入会届の提出及び活動費を納付し、且つJDBAの競技者登録を完了し、その個人会員番号及び競技者登録番号を本会に登録した時点で入会を完了したものとする。但し、入会希望者が未成年である場合は入会届の親権者同意欄に親権者本人の署名・押印を要する。

(推薦者) 主として西尾市ドッジボール協会所属チームの指導者を推薦者とするが、市外の選手は自己の所属したチームの代表者又は監督者を筆頭とした指導者が推薦者となりうるものとする。

(活動費) 活動費は前期を4月から9月、後期を10月から3月の二期に分けて納付するものとする。

1. 毎年度前期分を2月末日まで、後期分を8月末日までに納付する。活動費の使途は体育館使用料、チーム備品の購入等に充てるものとし、各期5,000円とする。
2. 会員を継続するための活動費は前期5,000円、後期5,000円とし、中途入会者の場合は入会日から起算して活動費納付期日までの残日が90日を超える場合は4,000円、60日を超える場合は3,000円、30日を超える場合は2,000円、30日に満たない場合は次期活動費として5,000円とする。
3. 活動費の返還は退会処分を含むいかなる事由においてもこれをしないものとする。

(その他費用) 各種大会出場費、交通費等は活動費から支出せず、別の案内に従うものとする。

活動費の残高が低下し体育館使用料に満たない場合は、不足分を臨時徴収し会員がこれを平分して充当するものとする。

(処分) 本会に所属するものに法律、条例違反行為又は反社会的行為等があったとき、その更生が認められないと判断した場合は役員協議のうえ一定期間本会への参加禁止処分、または退会処分とする。

本会の活動継続に著しく悪影響を及ぼすと判断された場合は即時退会処分を勧告するものとし、処分決定された会員は異議を唱えることなく、これに従うものとする。

(退会) 本会よりの会員の退会について以下に定める。

1. 本会を退会する場合、退会届を提出する必要はない。本会代表者に退会意思を伝達し、同代表者がこれを了承したとき、同日付で退会が完了したこととする。
2. 毎年度2月末及び8月末に活動費を納付することで本会員であることを継続とするが、直近の活動実績が無く活動費が納付されないときは、期末日をもって本会を退会したものとみなす。
3. 役員が協議のうえ退会処分にした者はその処分の日をもって退会とする。

(休会) 本会に家庭の事情、学業優先等の理由で長期にわたり参加できない場合は休会扱いとできる。その際、事前に本会代表者に休会の旨を伝えるものとする。

(再開) 本会を家庭の事情、学業優先等の理由によりやむを得ず休会した者の活動再開はこれを妨げない。退会処分により本会を退会した者は相当期間が経過し、尚且つ本会代表者が再入会を認めた場合を除き再入会できないものとする。

(保険加入) 本会員は全員がスポーツ保険、傷害保険等に参加するものとし、保険未加入者の練習・大会への参加は禁止とする。本会員は公益財団法人スポーツ安全協会への団体加入を基本とする。

(補償) 練習時、大会時、移動中における傷病、事故等については自己の責任とするものとし、本会は賠償責任を負わないものとする。補償・賠償については前項の保険の範囲内となる。

(規約の見直し) 本会規約について修正、削除、加筆が必要な場合は変更することができるものとし、変更がなされた場合は西尾闘球会ホームページに都度アップロードするものとする。

(解散) 本会の解散については本旨である目的事項が十分に果たせないと判断した時、役員協議のうえ解散を決定し、本会員に通知し解散とする。

(残余金) チーム解散時に残余金が存在する場合は役員で精算を行い、残金を西尾市ドッジボール協会へ寄付することとする。

(その他) 本会規約に記載のない事項は本会代表者の判断で解決するものとする。